

14監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年9月5日

福岡市監査委員 福 田 康 男  
同 同 同 同  
同 大 石 宏 司  
同 高 橋 野 和 寛  
同 上 野 野 寛

[ 監査結果に対する措置通知文 ]

総人第733号  
平成14年8月12日

福岡市監査委員 福 田 康 男 様  
同 同 同 同 様  
同 大 石 宏 司 様  
同 高 橋 野 野 様

福岡市長 山 崎 広太郎

定期監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第12項の規定により監査結果について措置を講じたので，下記のとおり通知します。

平成11年2月18日報告分(福岡市公報平成11年2月18日第4668号(別冊2)公表分)

(事務監査)

第9 建築局

2 財産管理事務について

財産管理事務において，次のような事例が認められたので，適正な管理をされたい。

(指摘事項)

- (2) 普通財産である建物について，利用実態の把握及び管理がなされていないものがあった。

(管理課)

(講じた措置)

地元自治会との協議の結果，建物を市に返却することとなったため，平成14年7月末までに建物を解体し，市の管理地とすることとした。

平成13年5月14日報告分(福岡市公報平成13年5月14日第4881号(別冊)公表分)

(事務監査)

(4) 農林水産局

カ 漁港施設使用許可について検討を要望するもの

(指摘事項)

行政財産の目的外使用許可に当たっては，申請者の使用実態に応じた使用期間を許可し，当該期間に係る使用料を徴収しなければならない。しかしながら，平成12年度の漁港施設使用許可事務において，申請者が恒常的に当該施設を使用しているにもかかわらず，毎月一定日数の使用許可を行い，当該日数分の使用料を徴収していた。今後，関係省庁とも協議し，許可のあり方について検討されるよう要望する。

( 漁港課 )

( 講じた措置 )

関係機関である福岡県と協議した結果、平成14年度より占用許可として取り扱い  
占用料を徴収することとした。

平成13年9月6日報告分(福岡市公報平成13年9月6日第4913号(別冊)公表分)

(事務監査)

(2) 財政局

イ 普通財産の貸付料を減額して貸し付ける場合における貸付料の算定について検討  
を求めるもの

普通財産の貸付を行う場合、公共的団体において公共用に供するとき等は、時価  
よりも低い価格で貸し付けることができるが、平成13年度の減額貸付事務において  
次のような事例が認められた。

今後、普通財産の貸付料を減額して貸し付ける場合においては、適正な用途区分  
により貸付料を算定するとともに、減額率の見直しを検討されたい。

( 指摘事項 )

(ア) 徴収すべき貸付料の年額(以下、「適正貸付料」という。)の算定に当たり、公  
有財産規則に規定する「住宅用又は非営利用」として貸し付ける場合の割合である  
100分の4で算定していたが、借受者は借り受けた土地において収益事業を行って  
おり、営利用として100分の6の割合を適用すべきであった。

( 公有財産課 )

( 講じた措置 )

貸付料の算定に係る割合については、営利用として100分の6を適用することとし  
た。

( 指摘事項 )

(イ) 平成2年度以来、適正貸付料の5分の1の額により貸し付けているが、借り受け者  
の収支状況等が、減額して貸し付けた当初の予測と変わっているにもかかわらず、  
従前の減額率のまま算定していた。

( 公有財産課 )

( 講じた措置 )

減額率の検討を行い、適正貸付料の5分の1を見直し、4分の1で貸し付けることと  
した。

平成14年1月28日報告分(福岡市公報平成14年1月28日第4948号(別冊)公表分)

(事務監査)

(1) 市民局

ア 予算の執行に当たりの確な執行を求めるもの

( 指摘事項 )

予算の執行に当たっては、計画的かつ効率的な執行を図るとともに社会経済情勢  
の変化に即応し、対処できるよう弾力的な運営に配慮しながら、経済性も踏まえた  
的確な執行となるよう努めることが望まれる。しかしながら、平成12年度の予算執  
行事務において、各区役所市民課等で恒常的な業務で使用する端末機用机等(以下  
「机等」という。)について、賃貸借の契約期間が満了した際、従前まで賃借してい  
た机等の損耗度の調査確認を十分に行わず、同様の契約を行っていた。

耐久性のある机等を賃借することについては、支出の平準化という観点から理解

できるものの、経費節減の観点から購入等の方法も検討するなど、今後は、経済性も踏まえた的確な予算執行に努められるよう要望する。

(市民課業務将来計画推進担当)

(講じた措置)

今後、更新に当たっては、机等の損耗度合の確認を十分に行うとともに、一括購入との比較検討も行い、支出の平準化及び経費節減の観点から契約方法を決定することとした。

## (2) 経済振興局

ア 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

(指摘事項)

(ア) 平成12年度「福岡型ベンチャー育成・創業支援に係る指針検討調査委託」において、次のような事例が見受けられた。委託契約事務については、福岡市契約事務規則、その他関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

a 三者の見積合せにより業者選定を行っているが、見積書提出日以前に三者のうちの一者に委託業務の一部を履行させていた。

b 委託業務のひとつである研究会開催について、設計書で4回分の会場使用料を積算していたが、設計変更の手続きを行わないまま、受託者に福岡市役所内の会議室を2回提供していた。

c 契約の履行確認は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないが、仕様書及び設計書で指示した業務が一部履行されていなかった。

(経済政策課)

(講じた措置)

今後の委託契約事務の処理については、再発防止のため十分に注意し、契約を行うこととした。

(指摘事項)

(イ) 契約の履行確認は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき行わなければならないが、平成13年度「福岡ソフトリサーチパーク5周年記念講演会業務委託」において、仕様書及び設計書で指示した業務が一部履行されていなかった。適正な事務処理をされたい。

(新産業振興室)

(講じた措置)

今後の契約事務手続きについては、設計書及び仕様書の内容に齟齬がないよう職員を指導した。

イ 委託契約事務について今後の注意を求めるもの

(指摘事項)

平成13年度「観光ガイドブック(韓国語版)製作委託」外6件の委託契約は、過去に製作したガイドブック等を翻訳・修正し、版下作成及び印刷製本を行うことを委託したものであるが、いずれも前回の製作を請け負った者を1者選定して随意契約を行っていた。選定理由として、契約の相手方が、前回の製作物の著作権を有すること等を挙げていたが、前回の製作に係る委託契約書を確認したところ、製作物に係るすべての著作権は、契約により福岡市へ譲渡されていた。

委託により生ずる著作権の帰属に関しては、契約締結の際、及び当該著作物を利用する際には、十分に確認を行われたい。

(観光課)

(講じた措置)

委託により生ずる著作権の帰属については、今後、委託契約締結の際十分な確認を行うよう職員を指導した。

(3) 都市整備局

ア 委託契約について適正な事務処理を求めるもの

委託契約については、契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて履行確認を行ったうえで、委託料を支払わなければならない。しかしながら、委託契約事務において、次のような事例が認められた。

委託契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

(指摘事項)

(ア) 平成12年度福岡市公園街路樹等維持管理委託において、契約書で、毎月、受託者が委託料を請求しようとするときは、事前に資金計画書を提出し、当該課が承認を行ったうえで概算で支払うこととしていたが、実績等を十分に確認しないまま承認し、委託料を支払っていたため、必要以上に高額な委託料が概算で支払われた月があった。

また、公園毎及び人件費の執行内訳が、契約書と異なっていたにもかかわらず、十分な確認を行わないまま精算報告を承認し、履行確認していた。

(公園管理課)

(講じた措置)

委託料を支払う際には、実績等を十分に確認するよう職員を指導した。

また、公園毎の年間管理委託費の執行予定額を年度当初に提出させ、執行予定額と異なる執行をしようとする際には事前に協議をするよう受託者に対して文書で指導するとともに、職員に対して、研修を行い、履行確認を行ったうえで支払い事務を適正に行うよう指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成12年度都市緑化月間企画及び実施業務委託において、契約書で、受託者が契約満了後に委託料の確定報告書を提出し、当該課が確認のうえ、必要な経費を支払うこととしているものについて、設計書または契約書と異なる執行をしていたにもかかわらず、十分な調査または資料の提出を求めないまま確定報告を承認していた。

(緑化推進課)

(講じた措置)

設計書又は契約書と異なる執行をする場合は、理由等がわかる資料を提出するよう、契約相手方に対して文書で通知した。

(指摘事項)

(ウ) 平成12年度有料公園施設管理等委託において、委託仕様書で、受託者が契約満了後に委託料の精算報告書を提出し、執行残額が生じたときは返還することとしているものについて、必要な経費の内訳を示しておらず、設計書と異なる執行をしていたものがあるにもかかわらず、十分な確認を行わないまま精算報告を承認し、履行確認していた。

(動物園)

(講じた措置)

有料公園施設管理等委託については、執行内訳の明細を提出させ確認した。今後は十分な履行確認を行い、適正な事務処理を行うよう、職場研修を行い、職員を指導した。

(指摘事項)

(エ) 平成12年度及び同13年度違反広告物除去作業委託、平成12年度及び同13年度違

反広告物除去及び廃棄及び移動作業委託，平成12年度路上屋外広告物除去作業委託において，履行確認が完了したにもかかわらず，受託者への請求書提出依頼等の指導が的確に行われず，委託料が長期間支払われていなかった。

(都市景観室)

(講じた措置)

委託作業完了報告書受理後に速やかに委託料支払いまでの事務処理を行うため，委託事務処理項目チェックリストを作成し，定期的に進行状況のチェックを行うこととした。

(指摘事項)

(オ) 平成12年度福岡市都市緑化マニュアル版下作成業務委託において，成果品の完成が不十分であったにもかかわらず，十分な履行確認を行わないまま，委託料を支出していた。

(緑化推進課)

(講じた措置)

委託契約における履行確認については，関係業務との調整を綿密に行い，計画的に業務を執行し，十分に履行確認を行うよう，職場研修を行い，職員を指導した。

イ 公園施設設置等使用料等の徴収において適正な事務処理を求めるもの

(指摘事項)

公園施設設置等使用料は，福岡市公園条例施行規則第14条第2項の規定により毎年4月30日までに徴収し，納期限までに完納しない者がある場合は，督促状を発しなければならない。しかしながら，納期限までに納付がなかったものについて納付催促は行っていたが，福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づく督促状を発していなかったため，納付が遅滞し，延滞金も徴収していなかった。

また，公園施設設置許可更新の際は，申請者から公園施設設置許可申請手数料を徴収しなければならないが，徴収していなかった。

使用料及び手数料の徴収に当たっては，福岡市公園条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(動物園)

(講じた措置)

公園施設設置等使用料の徴収については，納期限までに納付がなかった場合は福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づく督促状を発するとともに，福岡市公園条例等に基づき，適正に使用料及び手数料を徴収するようよう，職場研修を行い，職員を指導した。

ウ タクシー借上車の使用について注意を求めるもの

(指摘事項)

タクシー借上車の使用を必要とする場合は，所属長に申し込み，所属長は使用の目的，理由等を確認しなければならず，所属長から任命された取扱員は，乗車券控に，交付日，課名，使用者及び用件名を記入して，申込者に乗車券を交付しなければならない。しかしながら，平成12年度のタクシー借上車の使用において，乗車券控に交付日，用件名を記入していないもの等が多数認められ，前回の定期監査で注意喚起していたにもかかわらず，改善されていなかった。

今後，タクシー借上車の使用に当たっては，福岡市庁用自動車管理規則等に基づき適正に行われるよう，十分注意されたい。

(動物園)

(講じた措置)

タクシー借上車の使用については，取扱員は使用目的等を本人に確認し，確実に

乗車券控に記入した後に交付することとし、職員に対して文書で周知し、指導した。

(4) 下水道局

イ 共同して事業を施行する場合の事務手続について注意を求めるもの

(指摘事項)

他者と共同して事業を施行する場合で、主たる施工者である他者に工事を委託し、応分の費用を負担するときは、福岡市事務決裁規程に規定する区分に応じて、工事の施工方法、規模、数量等の内容の決定に係る決裁を受け、協定書等の契約を締結し、当該協定書等に基づいて事業を行う必要がある。しかしながら、平成12年度の香椎副都心土地区画整理事業に関する松崎第1雨水幹線及び松崎第12雨水幹線に係る分水施設設置に伴う通信ケーブル移設工事の費用負担に係る事務手続において、施行についての適時協議をした後は速やかに協定書を締結したうえで工事を施行すべきところ、当該負担金に係る工事が完了した後に工事の施行内容、負担金額等を取り決める協定書を取り交わしていた。

今後、他者との間で共同して事業を施行するときの事務処理に当たっては、適切な手続を経て行うよう十分に注意されたい。

(東部建設課)

(講じた措置)

他者との間で共同して事業を施行するときの事務処理に当たっては、施行内容を十分に把握し、適切な手続を遅滞なく行うよう、職場研修を行い、職員を指導した。

(5) 消防局

ア 福岡市が行う事業と負担事業の適切な区分を求めるもの

(指摘事項)

平成12年度及び同13年度「市民防災教育等事業費負担金」の交付先団体が行う負担金事業の中に、公の施設の管理など交付先団体が事業の実施者となることができない事業が含まれており、同事業については、福岡市が交付先団体に実施を委託しているものであった。

福岡市が行う事業と負担金事業について整理し、区分を明確にするとともに、福岡市が行う事業の実施を交付先団体に委託するに当たっては、別途委託契約を締結されたい。

(予防課)

(講じた措置)

(財)福岡市防災協会における事業について、福岡市が行う事業と負担金事業に区分けを行い、福岡市が行う事業については、平成14年4月1日に委託契約を締結した。

イ 委託契約事務について今後厳重な注意を求めるもの

(指摘事項)

消防予防業務管理システムのプログラム修正業務について次のような事例が見受けられた。同システムを十分に活用するよう関係課との連携を図られたい。また、第三者に本市の業務を委託するに当たっては、公正を確保するため、意思決定過程を明らかにし、関係法令に基づき適正な事務処理を行うよう、今後厳重に注意されたい。

(ア) 平成12年度「消防予防業務管理システムプログラム修正業務委託」契約は平成13年3月21日に履行を完了し、同年3月28日に行った検査でその完成を認めていたが、同委託により追加された機能の一つが、平成13年7月時点において、同システムを利用する関係課で活用されておらず、通知の宛名が自動出力できるところ、手作業により行われていた。

- (イ) 福岡市契約事務規則第28条において契約を締結する場合には契約書等を作成することを規定しているが、平成13年度において契約書等を作成しないまま、同システムのプログラム修正業務を行わせているものがあった。

(指導課)

(講じた措置)

- (ア) 消防予防業務管理システムの活用については、各消防署への電話連絡及び会議によりシステム改修の内容を説明し、操作マニュアルの配布を行うことで、関係課職員への通知を行った。

- (イ) 消防予防業務管理システムのプログラム修正に係る契約書等の作成については、速やかに契約書等の作成を行った。

(6) 水道局

ア 旅費の支給について適正な事務処理を求めるもの

公務のため旅行する職員に対しては、福岡市職員等旅費支給条例(以下「旅費支給条例」という。)等に基づき旅費が支給されるが、平成13年度の旅費支給事務において、次のような事例が認められた。

旅費支給事務に当たっては、旅費支給条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(指摘事項)

- (ア) 日額旅費は、旅費支給条例施行規則第11条各号に掲げる業務のため常時出張を必要とする職員に対し支給されるものであり、管理職については、同規則第11条各号に掲げる業務に従事した場合であっても、職務の内容から「常時出張を必要とする職員」に該当しないため、支給対象とはなっていない。しかしながら、管理職に対し、日額旅費を支給しているものがあった。

(東部管整備課、西部管整備課)

(講じた措置)

過誤支給した日額旅費については、戻入処理を行った。

(指摘事項)

- (イ) 公務のため職員が旅行する場合は、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、旅費を支給しなければならない。しかしながら、市用の車による旅行において、旅行命令簿等への記載がなく、日当を支給していないものがあった。

(中部管整備課)

(講じた措置)

日当の支給漏れについては、追加支給を行った。

(指摘事項)

- (ウ) 日当については、市用の車で旅行する場合は減額調整を行う必要があるが、公共交通機関等で旅行する場合は減額調整の必要はない。しかしながら、JRによる旅行について、市用の車で旅行した場合の減額調整を行い日当を支給しているものがあった。

(中部管整備課)

(講じた措置)

福岡市職員等旅費支給条例等に基づき適正な日当の算定を行い、不足分の追加支給を行った。

(7) 交通局

ア 資金前渡の事務処理について注意を求めるもの

(指摘事項)

資金前渡により経費を支払う場合は、その債務金額等を十分確認のうえ、資金前渡者に資金を交付しなければならない。しかしながら、平成13年度の自賠責保険料

及び重量税の支払に関する資金前渡において、十分に債務金額を確認しないまま資金前渡金を交付したため不足額が生じ、職員が本来行うべきでない立替払をしているものがあった。

今後、資金前渡の事務処理に当たっては、福岡市交通局会計規則等に基づき適正な事務処理をされるよう注意されたい。

( 経理課 )

( 講じた措置 )

資金前渡により経費を支払う場合は、その債務金額を十分確認のうえ、資金前渡者に資金を交付するよう職場研修を行い、職員を指導した。

イ 旅費の支給について適正な事務処理を求めるもの

( 指摘事項 )

職員の出張における旅費は、その定額を支給する必要がない場合はその金額を減額して支給しなければならない。しかしながら、平成12年度の会議出席についての旅費支給において、参加者負担金を主催者に支払い、主催者から朝食、夕食及び宿泊の提供を受けたため、宿泊料の支給の必要がなかったにもかかわらず、宿泊料を減額せずに精算しているものがあった。

旅費の支給に当たっては、福岡市交通局企業職員就業規程等に基づき適正な事務処理をされたい。

( 保守管理事務所 )

( 講じた措置 )

福岡市交通局企業職員就業規程等に基づき、減額して精算すべきであった宿泊料について戻入処理を行った。

ウ 負担金交付について適正な事務処理及び交付先団体への指導を求めるもの

( 指摘事項 )

市が交付した負担金については、交付先において負担金の交付目的に従って適正に執行されるよう、指導及び調査確認等を行わなければならない。しかしながら、平成12年度七都市交通局人事主管者会議の開催市負担金の交付先の経理事務において、一人当たりの昼食代が高額であった等、適正な執行が行われていなかったにもかかわらず、交付先に対する指導や報告書の調査確認を十分に行っていないかった。

負担金交付に当たっては、適正な事務処理を行うとともに、交付先に対し適切な指導を行われたい。

( 職員課 )

( 講じた措置 )

七都市交通局人事主管者会議の開催市負担金について、経理事務の適切な執行を行うよう、文書で事務処理方法等の指導した。

エ 通信運搬費の経済的な執行を求めるもの

( 指摘事項 )

事務事業の遂行に当たっては、その経費が経済的な執行となるように努めなければならない。しかしながら、携帯電話の使用による通信運搬費の執行において、必要ではない留守番電話サービスを付加した契約にしている等、経済的な執行となっていないかった。

今後、通信運搬費の執行に当たっては、経済的となるよう努められたい。

( 施設課 )

( 講じた措置 )

携帯電話の契約については、総務課で一括管理し、割引の適用を受けるなどの見直しを行い、経済的なプランへの変更を行った。



オ 庁用車の経済的かつ効率的な使用について検討を求めるもの

(指摘事項)

庁用車の使用に当たっては、経済的かつ効率的な運行及び管理に努めなければならない。しかしながら、主に緊急時に使用するために保有している庁用車の使用において、通常時の利用が少なく、その運行状況からみて保有台数を検討すべきものがあつた。

今後、庁用車の使用に当たっては、その必要性を検討するとともに、経済的かつ効率的な運行及び管理となるよう努められたい。

(保守管理事務所)

(講じた措置)

保有している庁用車の必要性について検討し、軽自動車1台を経理課の買い換え分として充当・移管し、経済的かつ効率的な運行及び管理を行えるように改めた。

(8) 教育委員会

ア 授業料等の延滞金の取扱いについて適正な事務処理を求めるもの

(指摘事項)

税外収入金を納期限内に納付しない者がある場合は「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」に基づき、延滞金を徴収しなければならないが、当該税外収入金を納付しなかったことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときは、延滞金を減免することができる。高等学校の授業料等については、「高等学校授業料の滞納にかかる延滞金の減免について」(平成13年1月30日教育長決裁)により、(1)収入が少ないため、又は不安定なため生活に困窮している場合(2)支払計画書を提出し、かつ、支払が不定期であっても滞っていない場合に限り、やむを得ない事由があると認め、延滞金の減免を行うこととしている。しかしながら、平成13年度の授業料等の滞納者について、延滞金の減免にかかる事務処理がなされていない。

授業料等の延滞金の取扱いについては、減免の要件に該当するかどうかの調査・確認を十分に行うとともに、関係条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(福翔高等学校、福岡女子高等学校)

(講じた措置)

今後は減免の要件に該当するかどうかの調査・確認を十分に行うとともに、関係条例等に基づき適正な事務処理を行うよう、職員を指導した。

イ 現金収納事務及び物品出納事務について適正を期するもの

(指摘事項)

収納した現金はその日に出納員に引き継ぎ、その検査を受け、指定金融機関等に払い込まなければならない。しかしながら、平成12年度に開催した企画展の図録の販売において、収納した現金を数日～2か月分まとめて出納員に引き継いだうえで、払い込みが行なわれていたほか、現金領収帳についても引き継ぎの際にまとめて記入されており、購入者に領収書が発行されていなかった。

また、図録にかかる物品出納簿についても上記収納金の払込日に払い出されたものとして一括して記帳されていた。

今後、現金の収納及び物品の出納に当たっては、福岡市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(美術館)

(講じた措置)

今後は会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう指導するとともに、図録の販売については、すべて美術館内のブックショップで委託販売することとした。

ウ 負担金交付先の事務処理について注意を求めるもの

(指摘事項)

交付した負担金については、交付先団体において、適切に使用されているか調査確認し、指導する必要がある。しかしながら、平成12年度「アジアのドキュメンタリー運営事業負担金」の交付先団体における経理事務において、同じ日に同一口座に別々に振込を行ったため、不必要な振込料を支出するなど、交付先団体の事務処理が適切に行われていなかった。また、精算時において預金利息を確認しなかったため、負担金の精算を誤っていた。

負担金交付事務については、交付先団体に対して適正な執行を行うよう指導するとともに、負担金の精算について適正な事務処理をされたい。

(総合図書館)

(講じた措置)

実行委員会における経理処理については、マニュアルを作成し、適正な執行を行うよう交付先団体を指導した。

預金利息相当額の負担金を交付先団体から返納させ、平成13年度の雑入金として戻入処理を行った。

エ 委託契約事務について適正を期すべきもの

(指摘事項)

(ア) 随意契約を行うときは、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定される場合等を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成13年度の「福岡市公民館職員採用候補者の健康診断委託」において、他に受託可能な者があるにもかかわらず、契約の相手方を特定し、随意契約を行っていた。

今後、委託契約の見積書を徴するときは、相手方が特定される場合等を除き、2以上の者から見積書を徴するよう十分注意されたい。

(計画管理課)

(講じた措置)

契約事務の適正化について指導するとともに、14年度の契約については、複数の業者から見積書を徴収して契約を締結した。

(指摘事項)

(イ) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、その種類その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト、以下「管理票」という。)を受託した者に交付しなければならない。また、運搬者、処分者も管理票に環境省令で定める事項を記載し、交付者等に送付することになっている。しかしながら、平成12年度、同13年度「学校給食廃油収集・運搬業務委託」及び「学校給食廃油処理業務委託」において、排出者である各学校(管理票交付者)、収集運搬業者及び処分業者のいずれも排出年月日、運搬年月日、処理年月日を管理票に記載していなかった。

今後、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき管理票の記載漏れがないよう十分注意されたい。

(学校給食課)

(講じた措置)

学校及び業者に対して管理票の記載など、適正な事務処理について指導を行い、平成13年度2学期及び3学期分については、適正に事務処理が行われていることを確認した。

(ウ) 仕様書は、相手方に対してその業務内容等が十分に示されていることが必要であり、かつ、当該委託契約に必要な経費を算定するための資料ともなるものであ

ることから、数量及び具体的な業務内容等を明確かつ正確に記載しておく必要がある。また、契約の履行確認は、契約書、仕様書、設計書等の関係書類に基づいて行わなければならないが、仕様書等の記載及び履行確認が不十分であったため、平成12年度及び同13年度において、次のような事例が認められた。

今後、委託契約における仕様書等の作成及び履行の確認に当たっては、十分に注意されたい。

(指摘事項)

a 福岡市総合図書館中央監視設備保守点検業務委託

- (a) 平成13年度の契約は、前年度の契約内容にデータ変更業務が追加されたことから、仕様書等により、追加された業務内容を具体的に指示する必要があったが、仕様書等にその業務内容が示されていなかった。
- (b) 同契約において、データ変更業務に諸経費を含んだ額を計上したことにより、諸経費が重複して設計書に計上されていた。
- (c) 平成12年度及び同13年度の保守点検業務において、設計書では設備台数が正しく計上されていたが、仕様書に台数を誤って記載したことにより、間違った台数で完了報告がなされたにもかかわらず、そのまま履行確認を行っていた。

(総合図書館)

(講じた措置)

(a)及び(c)について

仕様書の誤り及び追加業務の記載漏れについて、確認書を事業者との間で取り交わし、書類上の不備を是正した。

(b)について

契約事務を適正に行うよう職員を指導するとともに、設計に当たっては、複数の職員による精査を行うこととした。

(指摘事項)

b 埋蔵文化財センター消防設備保守業務委託

- (a) 平成12年度の契約において、点検の対象となる機器類等が正確に把握されておらず、仕様書及び設計書に記載された点検対象機器等の数量に誤りがあった。また、点検対象である熱感知器(差動式)の個数が、仕様書と設計書でそれぞれ異なるものとなっていた。
- (b) 平成12年度と同業務において、業者から提出された報告書の点検実施機器等の数が設計書、仕様書の実施対象数と異なっているにもかかわらず、履行確認をしていた。

(埋蔵文化財センター)

(講じた措置)

(a) 点検対象となる機器等の数量については、消防用設備設置届及び保守委託業者の立会により確認を行い、13年度契約において正しい数量の設計書・仕様書を作成し、契約を締結した。

(b) 今後は履行確認を十分に行うよう職員を指導した。

オ 物品の購入等の契約について事務処理の適正を求めるもの

物品の購入等の契約事務について、随意契約を行うときは、随意契約業者選定何により業者選定についての決裁を受け、決裁後選定業者から見積書を徴することとなっている。また、業者選定については特定の業者に偏重することなく行わなければならないが、次のような事例が認められた。

今後、物品の購入等の契約に当たっては、業者の選定及び選定手続について遺漏のないよう十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成12年度及び同13年度の物品の購入等の契約において、随意契約業者選定何、

決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

( 施設計画課 )

( 講じた措置 )

業者の選定及び選定手続きについては、職場研修を行い、福岡市契約事務規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう職員を指導した。

( 指摘事項 )

(イ) 平成12年度の印刷等の契約において選定した業者が、特定の業者に偏っていた。  
( 計画管理課 , 社会教育課 )

( 講じた措置 )

今後は、特定の業者に偏らない業者の選定を行うよう職員を指導した。

( 工事監査 )

(2) 都市整備局

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

( 指摘事項 )

(ア) 平成11年度「姪浜土地区画整理事業管理地柵設置業務委託」

( 契約金額433万6,226円 )

本件業務委託の積算において、「土木工事設計標準歩掛」の請負工事に適用する諸経費で積算し発注がなされていた。

今後は、十分注意し業務内容に適応した諸経費での設計積算を図られたい。

( 姪浜区画整理事務所 換地課 )

( 講じた措置 )

委託業務の内容に適応した諸経費での設計積算を行うよう、職場研修を行い、職員を指導した。

( 指摘事項 )

(イ) 平成12年度「平和南緑地保全地区整備(その2)工事」

( 契約金額3,843万5,250円 )

本件工事の盛土工及び埋戻し工の積算において、締固め土量の数量計上に誤りがあった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 緑化推進課 )

( 講じた措置 )

適正な設計積算を行うため、精査を徹底し、「土木工事設計標準歩掛」を遵守するよう、職場研修を行い、職員を指導した。

( 指摘事項 )

(ウ) 平成12年度「雁の巣 R C 球技場整備工事」

( 契約金額1億9,114万9,350円 )

スコアボード等の競技施設や防球ネットの基礎コンクリート工の積算において、使用するコンクリート型枠の計上単価に誤りがあった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 公園建設課 )

( 講じた措置 )

適正な設計積算を行うため、精査を徹底し、「土木工事設計標準歩掛」を遵守するよう、職場研修を行い、職員を指導した。

( 指摘事項 )

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。  
(ア) 平成11年度「伊都土地区画整理事業学園通線交差点改良工事」

(契約金額2,249万3,100円)

案内標識移設設置工において、掘削深が1.5m以上あるにもかかわらず、工事災害の危険を防止する為の土留工の設置がなされずに、作業が行われていた。  
今後は、施工中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(伊都区画整理事務所 換地課)

(講じた措置)

施工中の安全管理について、職場研修を行い、請負者への指導を徹底するよう職員を指導した。

ウ 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。  
(指摘事項)

(ア) 平成11年度「博多川鋼さん橋解体工事」

(契約金額2,814万円)

本件解体工事において、ガードフェンス新設工のかし担保期間が設定されていなかった。

今後は、「福岡市契約事務規則」を遵守し、工事内容に応じた適正なかし担保期間の設定を図られたい。

(総務課 公園建設課関連)

(講じた措置)

「福岡市契約事務規則」に基づき適正なかし担保の設定を図るよう、職場研修を行い、職員を指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成12年度「姪浜土地区画整理事業姪浜駅南線電線共同溝建設工事」

(契約金額6,069万7,350円)

施工中の工事内容に軽微な変更が生じた場合「協議書」による手続きが必要であるが、一部においてこれらの処理が適正になされていなかった。

今後は、十分注意し発生時点において、迅速に適正な処理を図られたい。

(姪浜区画整理事務所 工事課)

(講じた措置)

施工中の工事内容に変更が生じた場合は、軽微な変更であっても、協議書による手続きを行うよう、職場研修を行い、職員を指導した。

### (3) 下水道局

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。  
(指摘事項)

(ア) 平成10年度「日佐第2 1雨水幹線築造付帯(放流渠)工事」

(契約金額4,584万6,150円)

雨水幹線吐口工の放流口築造の設計積算において、側壁のコンクリート打設高さが2m以上あるにもかかわらず、足場工が設計計上されていなかった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し適切な設計積算を図られたい。

(東部建設課)

(講じた措置)

設計積算に当たっては、精査を徹底し、「土木工事設計標準歩掛」を遵守するよう職場研修を行い、職員を指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成10年度「今津（今津）地区下水道築造工事」

（契約金額1億8,563万5,197円）

- a 本件工事において、薬液注入工を変更により増工しているが、工事の特殊性から変更した特記仕様書に、薬液注入工に関する事項を記載添付すべきであった。

今後は、十分注意し適切な設計変更の処理を図られたい。

- b 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」では、地下水等の水質の監視が規定されているが、本件工事の薬液注入工において水質監視に必要な経費が設計計上されていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

（西部建設課）

（講じた措置）

- a 設計変更にあたっては、精査を徹底し、適切に設計図書を添付するよう職場研修を行い、職員を指導した。

- b 設計積算にあたっては、精査を徹底し、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」を遵守するよう職場研修を行い、職員を指導した。

（指摘事項）

(ウ) 平成11年度「城西ポンプ場沈砂池天井修理」

（契約金額925万3,650円）

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴収する場合は原則として3社以上となっているが、鉄骨工事等の単価を1社のみで見積単価により設計計上されていた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

（中部水処理センター 建築局施設建設課関連）

（講じた措置）

職場研修を行い、「建築工事積算基準・同解説」を遵守するよう、職員を指導した。

（指摘事項）

(I) 平成11年度「姪の浜（福重3, 4, 5丁目外2）地区下水道築造工事」

（契約金額1億2,418万2,450円）

ボックスカルバート布設工の設計変更に伴う積算において、構造物の延長数量が減工されているにもかかわらず、これに関連した土工数量の変更がなされていなかった。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

（西部建設課）

（講じた措置）

設計積算にあたっては、精査を徹底するよう職場研修を行い、職員を指導した。

（指摘事項）

(オ) 平成12年度「治水池機能基礎調査委託」

（契約金額2,593万5,000円）

本件調査委託の設計積算において、委託内容に適應する歩掛がなく「見積書」により委託設計額を算出していたが、員数計上の積算に誤りがあった。

今後は「設計調査測量業務委託標準歩掛」基準を遵守し適正な積算を図られたい。

（河川計画課）

（講じた措置）

設計積算にあたっては、「設計調査測量業務標準歩掛」基準を遵守し、精査を徹

底をするよう職場研修を行い、職員を指導した。

(指摘事項)

(カ) 平成12年度「激甚災害対策特別緊急事業御笠川改修工事(第1工区)」

(契約金額2億160万円)

a 電気設備の見積もりを行う場合、電気設備メーカーに依頼すべきであるが、本工事のうち高圧受変電設備等の電気設備について、ポンプメーカーに依頼していた。

今後は、適正な見積もり依頼先の選定を図られたい。

b 設計図面に照明設備等の建築付帯電気設備の取付位置や電気配管配線等を示す図面の添付がなされていなかった。

今後は、必要な設計図書の添付不足には十分注意されたい。

(河川建設課)

(講じた措置)

a 見積り依頼先の選定に当たっては、精査を徹底するよう職場研修を行い、職員を指導した。

b 設計に当たっては図面の添付漏れがないか等、精査を徹底するよう職場研修を行い、職員を指導した。

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成10年度「博多(上・中呉服町)地区下水道築造工事」

(契約金額1億1,093万4,600円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2メートル以上の箇所では作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、本件管更生工事における作業檜での作業中において、これを使用せず作業がおこなわれていた。

今後は、規則を遵守し作業中の安全管理について、請負者へ十分な指導の徹底を図られたい。

(東部建設課)

(講じた措置)

請負者を対象とした研修会を実施し、安全管理について、なお一層認識を深めるよう指導を徹底した。

(指摘事項)

(イ) 平成10年度「松崎(舞松原2丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額1億7,737万3,350円)

「道路掘さく跡の埋めもどし及び復旧工事施行基準」では、路盤の支持力は平板載荷試験により測定を行い、試験結果資料を工事完成届書に添付し、道路管理者に提出する事となっているが、本件工事について、これらの対応処理がなされていなかった。

今後は、管理者と早急に協議し適正な処理を図られたい。

(東部建設課)

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

(指摘事項)

(ウ) 平成11年度「能古(能古5)地区下水道築造工事」

(契約金額 6,958万350円)

(西部建設課)

(指摘事項)

(I) 平成12年度「原田隈第1雨水幹線築造工事」

( 契約金額 1億4,240万1,000円 )  
( 中部建設課 )

( 講じた措置 )

舗装復旧の施工管理について、道路管理者と協議を行い、「道路掘さく跡の埋めもどし及び復旧工事施行基準」を改定し、路盤の支持力の検査は平板載荷試験ではなく、現場密度試験で対応することとした。また、請負者に対しては、今後、同基準を遵守するよう指導を行うこととし、職場研修を行い、職員に対しても同基準を遵守するよう指導した。

( 指摘事項 )

(オ) 平成11年度「処理区域内下水管清掃業務委託」

( 契約金額8億115万円 )

公共柵取付管清掃業務が適正に実施されたことを確認する為に必要な作業実施状況の記録写真が、また本管清掃業務では清掃着手前及び清掃完了の状況確認写真が撮影添付されていなかった。

今後は、業務管理について「一般仕様書」を遵守するよう受託者へ指導の徹底を図られたい。

( 保全課 )

( 講じた措置 )

「一般仕様書」及び平成14年度より運用した写真撮影要領を遵守し、業務管理を行うよう受託者に対して指導を徹底することとした。

( 指摘事項 )

(カ) 平成11年度「東浜第2ポンプ場放流渠築造工事」

( 契約金額4億1,919万7,800円 )

「建設廃材の再利用に関する基準」では産業廃棄物のアスファルト殻処理については、市が定めた再利用施設で中間処理をすることになっているが、請負者の処理は認定外の再利用施設で処分が行われていた。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

( 施設課 )

( 講じた措置 )

施行内容を十分把握するよう職場研修を行い、職員に対して指導を行うとともに、今後は、請負者に対して、文書で「建設廃材の再利用に関する基準」を遵守するよう徹底することとした。

( 指摘事項 )

(キ) 平成11年度「治水池環境整備事業尾崎池治水池整備工事」

( 契約金額7,500万9,900円 )

本件工事の擬石板設置工において、設計では作業足場として単管足場が計上されているが、現地作業では一部簡易な足場により施工がなされていた。

今後は、設計図書に遵守した施工及び作業中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

( 河川建設課 )

( 講じた措置 )

請負者を対象とした研修会を実施し、設計図書に遵守した施工及び作業中の安全管理について、なお一層の認識を深めるよう指導を徹底することとした。

( 指摘事項 )

(ク) 平成12年度「東部水処理センター自動除塵機他修理」

( 契約金額3,465万円 )



「労働安全衛生規則」では、ガス等の容器を取り扱う場合において、保管中の容器が転倒の恐れのないように保持するように定められているが、本修理において溶接用酸素ガスボンベの転倒防止措置がなされていなかった。

今後は、安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

( 東部水処理センター )

( 講じた措置 )

安全管理について職場研修を行い、職員に対して指導を行うとともに、請負者に対しても「労働安全衛生規則」を遵守するよう指導を徹底することとした。

( 指摘事項 )

(ケ) 平成12年度「東入部8丁目地区地質調査業務委託」

( 契約金額1,217万8,950円 )

「労働安全衛生規則」では、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全带等を使用させることとなっているが、本委託の標準貫入試験作業中及び検尺作業中において、これを使用せず作業がおこなわれていた。

今後は、規則を遵守し作業中の安全管理について、受託者へ十分な指導の徹底を図られたい。

( 中部建設課 )

( 講じた措置 )

「労働安全衛生規則」を遵守し、現場での安全対策の確認について請負者に対して指導を徹底することとした。

( 指摘事項 )

(コ) 平成12年度「中部雨水吐室機械設備更新工事」

( 契約金額8,326万8,150円 )

「労働安全衛生規則」では、2m以上の高さのところで作業を行うときは囲い等墜落防止の措置を行うことになっているが、道路上機器搬入口開口部における機器搬入作業において行われていなかった。

今後は、安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

( 施設課 )

( 講じた措置 )

請負者を対象とした研修会を実施し、作業中の安全管理について、なお一層の認識を深めるよう指導を徹底した。

ウ 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

( 指摘事項 )

(ア) 平成10年度「中部水処理センター特別高圧受変電設備工事」

( 契約金額5億9,245万6,200円 )

本工事が別途工事との近接工事となり共通仮設費等の変更が生じ契約金額の変更を行っているが、変更部分を明示した設計書が請書に添付されていなかった。

今後は「福岡市契約事務規則」を遵守し、適正な事務処理を図られたい。

( 施設課，財政局契約課関連 )

( 講じた措置 )

職場研修を行い、契約変更に当たっては、「福岡市契約事務規則」を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員を指導した。

( 指摘事項 )

(イ) 平成12年度「元岡(太郎丸)地区下水道築造工事」

( 契約金額7,727万2,650円 )

施工中の工事内容に重要な変更が生じた場合、その都度設計変更による契約変更の手続きが必要であるが、本件工事において、契約金額の2割を超えた重要な変更が生じていたにもかかわらず、速やかな契約変更の処理手続きがなされていなかった。

今後は、「福岡市契約事務規則」を遵守し適正な契約変更の処理を図られたい。

( 西部建設課 )

( 講じた措置 )

職場研修を行い、契約変更に当たっては、「福岡市契約事務規則」を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員を指導した。

エ 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

( 指摘事項 )

(ア) 平成12年度「奈多(美和台1,2丁目)地区下水道築造工事」

( 契約金額9,089万1,150円 )

既設汚水柵鉄蓋を撤去した建設工事廃材産業廃棄物の、適正な処理を確認するために必要な積込・運搬・処分状況写真が撮影添付されていなかった。また処理費の設計計上もなされていなかった。

今後は、「土木施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

( 東部建設課 )

( 講じた措置 )

請負者を対象とした研修会を実施し、「土木施工管理基準」を遵守するよう指導徹底するとともに、職員に対しても研修を実施し、設計積算の精査を徹底するよう指導した。

オ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

( 指摘事項 )

(ア) 平成12年度「上の原川河川改良工事」

( 契約金額3,178万7,700円 )

a 建設発生土の処理において、適正な処理の確認に必要な、自由処分とした処分地及び処分状況の確認等の、監督員又は現場代理人による立ち会い状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、「土木施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

b 施工中の工事内容に重要な変更が生じた場合、その都度設計変更による契約変更の手続きが必要であるが、本件工事において、契約金額の2割を超えた重要な変更が生じていたにもかかわらず、速やかな契約変更の処理手続きがなされていなかった。

今後は、「福岡市契約事務規則」を遵守し適正な契約変更の処理を図られたい。

( 河川建設課 )

( 講じた措置 )

a 建設発生土の処理において、「土木施工管理基準」を遵守するよう請負者へ文書で指導を行うとともに、職場研修を行い、職員に対して同基準を遵守するよう指導した。

b 職場研修を行い、契約変更に当たっては「福岡市契約事務規則」を遵守し、

適正な事務処理を行うよう、職員を指導した。

(4) 教育委員会

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「城南中学校防球ネット設置工事」

(契約金額1,732万5,000円)

防球ネット柱の基礎コンクリート工の積算において、使用するコンクリート及び型枠の設計計上単価に誤りがあった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(施設計画課)

(講じた措置)

設計積算については、精査を徹底するよう職員を指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成11年度「東花畑公民館・老人いこいの家複合施設改築工事」

(契約金額1億4,322万3,150円)

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴収する場合は原則として3社以上とすることとなっているが、屋根工事において1社見積もりで設計計上されていた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(計画管理課 建築局施設建設課関連)

(講じた措置)

設計にあたっては「建築工事積算基準・同解説」を遵守し、適正な設計積算に努めるよう職員を指導した。

(指摘事項)

(ウ) 平成11年度「西花畑公民館跡地用地整備工事」

(契約金額904万1,550円)

コンクリートブロック積工の積算において、市場単価での計上となっているが、市場単価には既製ブロックの間を充填する胴込コンクリートが含まれておらず、別途計上すべきであった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(計画管理課 施設計画課関連)

(講じた措置)

設計にあたっては「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算に努めるよう職員を指導した。

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「博多小学校講堂兼体育館他新築工事」

(契約金額10億275万円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、プールサイド倉庫鉄骨建て方作業において、これを使用せず作業を行っていた。又、足場板幅は40 cm以上と規定されているがキューピクル置場ハンガーレールの受金物取付作業において、20 cmで設置されていた。

今後は、工事中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(企画課 建築局施設建設課関連)

(講じた措置)

工事中の安全管理について、当該建設工事の請負者に、今後の公共工事の施工にあたり「労働安全衛生規則」を遵守するよう厳重に指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成11年度「大原小学校講堂兼体育館改築その他衛生設備工事」

(契約金額1,837万5,000円)

屋外排水管理設に伴う掘削工事において、掘削深さが1.5m以上の箇所については「特記仕様書」により、土留め矢板を施工しなければならないこととなっているが、これの設置がなされずに作業が行われていた。

今後は、設計図書を遵守した適正な施工、及び施工中の安全管理について請負者へ指導の徹底を図りたい。

(施設計画課 建築局設備課関連)

(講じた措置)

設計図書を遵守した適正な施工及び安全管理について、請負者への指導を徹底することとした。

(指摘事項)

(ウ) 平成12年度「小呂教職員住宅増築及び小呂校区老人いこいの家増改築工事」

(契約金額5,071万5,000円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため手摺等を設けなければならないが、サイディング下地胴縁取付作業中において、これを設けずに作業を行っていた。

今後は、工事中の安全管理について請負者へ指導の徹底を図りたい。

(教職員第1課 建築局施設建設課関連)

(講じた措置)

工事中の安全管理の徹底については、請負者に対し、「労働安全衛生規則」の遵守を徹底するよう職員に指導した。

(指摘事項)

(エ) 平成12年度「美野島公民館・老人いこいの家複合施設改築空調設備工事」

(契約金額2,205万円)

「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための写真を撮影しなければならないことになっているが、本工事の空調機器取付等において撮影されていなかった。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図りたい。

(計画管理課 建築局設備課関連)

(講じた措置)

「産業廃棄物処理に関する運用基準」に基づき、産業廃棄物処理の状況写真の取り忘れがないよう、請負者へ指導を徹底することとした。

ウ 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「花畑中学校用地整備工事」

(契約金額5,565万円)

a 石積ブロック設置仮設足場工の設計積算において、現場に適應した単管傾斜足場で設計積算すべきところを、単管足場とし、足場の種類を誤って計上していた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し現場に適應した適正な設計積算を図りたい。

- b 「労働安全衛生規則」では、足場板幅は40cm以上と規定されているが、ブロック積仮設足場工において20cmでの設置がなされていた。

今後は、工事中の安全管理について規則を遵守するよう、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(施設計画課)

(講じた措置)

「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、設計積算の精査を十分実施するよう職員に対して指導を行うとともに、安全管理については、「労働安全衛生規則」を遵守するよう、請負者に対して指導を徹底することとした。

(指摘事項)

(イ) 平成12年度「東福岡養護学校校舎増築工事地質調査業務委託」

(契約金額129万5,700円)

- a 地質調査業務委託のボーリング費の変更設計積算において、調査結果による土質分類に基づきそれぞれ該当する単価を計上すべきところを、全て砂質土での積算計上がなされていた。

今後は、「地質調査委託料算定要領」を遵守し適正な設計積算を図られたい。

- b 「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、本委託の標準貫入試験作業中及び検尺作業中において、これを使用せず作業がおこなわれていた。

今後は、作業中の安全管理について規則を遵守するよう、受託者へ十分な指導の徹底を図られたい。

(発達教育センター 建築局施設建設課関連)

(講じた措置)

- a 地質調査委託料算定について、今後は、「地質調査委託料算定要領」を遵守し、適正に設計積算を行うよう職員を指導した。
- b 作業中の安全管理について、今後は、「労働安全衛生規則」を遵守するよう受託者への指導を徹底することとした。